

認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュール

令和6年1月1日

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行

令和6年1月26日

第1回認知症施策推進本部

令和6年2月～

認知症施策推進関係者会議

（複数回開催し、関係団体等へのヒアリングを実施の上、基本計画案等について検討。）

令和6年秋頃

第2回認知症施策推進本部

令和6年秋頃

認知症施策推進基本計画の閣議決定

認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュール

2023(R5)年

2024(R6)年

2025 (R7) 年

2026 (R8) 年

2027 (R9) 年
～ 2030 (R12) 年

共生社会の実現を推進
するための認知症基本法

公布

R5.6.16

施行

R6.1.1

認知症施策推進本部

設立

R6.1.1

関係者会議

設立

R6.2.

認知症施策推進基本計画

閣議
決定

R6.秋頃

(少なくとも5年ごとに検討を加える)

都道府県・市町村計画

(政府計画を
踏まえて作成)

認知症施策推進本部等について

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、

- 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部を設置する。
- 本部は、基本計画の案を作成しようとするとき等には、あらかじめ、本部に設置する、認知症の人・家族等、その他関係者により構成される認知症施策推進関係者会議の意見を聴く。

認知症施策推進本部 (全閣僚)

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 内閣官房長官、健康・医療戦略担当大臣、厚生労働大臣

本部員 : 本部長・副本部長以外の全ての国務大臣

(所掌事項)

- ・ 基本計画の案の作成・実施の推進
- ・ 基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

認知症施策推進関係者会議 (内閣総理大臣が任命 20名以内)

※ 認知症の人・家族等、保健医療福祉従事者、地方自治体、経済・労働関係団体、研究者等により構成予定

(所掌事項)

基本計画の案の作成、基本計画に基づく施策の実施状況評価結果の取りまとめの際等に意見

(意見)